

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（法令解釈通達）・新旧対照表（案）

（注）表中の傍線部分は改正部分である。

改正後			改正前		
○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて （中略） 別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義			○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて （同左） 別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義		
細目	定義	長官指定告示物品名	細目	定義	長官指定告示物品名
清澄	（省略）	（省略）	清澄	（同左）	（同左）
酸化防止	酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。	エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、 <u>亜硫酸水素カリウム液</u> 、二酸化硫黄、窒素又はアルゴン	酸化防止	酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。	エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、 <u>二酸化硫黄</u> 、窒素又はアルゴン
酒質保全	（省略）	（省略）	酒質保全	（同左）	（同左）
再発酵防止	（省略）	（省略）	再発酵防止	（同左）	（同左）
酸度調整	（省略）	（省略）	酸度調整	（同左）	（同左）
酒質矯正	（省略）	（省略）	酒質矯正	（同左）	（同左）
副剤	（省略）	（省略）	副剤	（同左）	（同左）
（以下略）			（同左）		